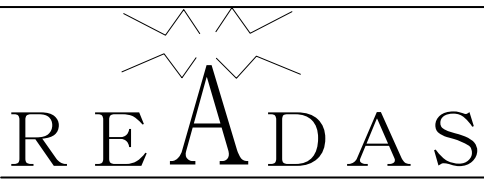


第 5719 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月26日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 保険金を受取る2つの方法

Q：私には、障がい者の妹がいます。私が他界した後の妹の将来が不安なので、妹を受取人とする生命保険に入ろうと思います。どのような方法がありますか、また、税務の取扱いはどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

妹さんに保険金を残すには、次の2つの方法があります。それぞれ、次のような特徴があります。

1. 契約者＝本人、被保険者＝本人、保険金受取人＝妹

この方法の特徴は、次のとおりです。

- ① 保険金は、みなし相続財産となり相続税の対象になる
- ② 妹は遺贈により財産を取得したことになり、相続税の申告が必要になることがある
- ③ 妹にも相続税がかかることがある
- ④ 妹に相続財産の内容がわかってしまう

2. 契約者＝妹、被保険者＝本人、保険金受取人＝妹

この方法の特徴は、次のとおりです。

- ① 保険金は、相続税の対象ではなく所得税の対象になる
- ② 妹に所得税（一時所得）がかかる
- ③ 本人の相続からは切り離される

